

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年9月10日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「沖縄県民が廃棄物処理法第2条の4の規定に基づく日本の国民として協力しなければならない一般廃棄物の適正な処理に関する国の施策の概要が分かる公文書」（以下「本件請求文書」という。）を含む12件の開示請求が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求のあった12件のうち、本件請求文書を含む9件について、該当する公文書は作成又は取得しておらず、保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分を行い、令和3年9月27日付け環整第714号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件請求文書の開示請求（以下「本件請求」という。）に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年10月15日付けで沖縄県知事に対して審査請求を行った。

4 諮問

沖縄県知事は、条例第21条の規定により、令和4年1月13日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

都道府県の第一号法定受託事務として、市町村に対する環境省の循環型社会形成推進交付金を交付するための事務処理を行っている県が必ず作成又は取得していなければならない公文書になるため。また、県は環境大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針に即して県の「廃棄物処理計画」を定めているため。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

県は本件請求文書に該当する文書を保有していないため、県が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

2 弁明の内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の4には、国民の責務として「国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」と規定されている。

県は、環境省から廃棄物処理法に関する解釈や一般廃棄物の適正処理に係る通知、事務連絡等は取得しているが、これらの中に審査請求人が求めている公文書はない。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

廃棄物処理法において、市町村は一般廃棄物の適正な処理に対する統括的な責任を有しているとされている。そして、都道府県は市町村に対して同法第4条第2項の規定に従って、同法第4条第1項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならないことになっている。

また、県は同法第5条の5第1項の規定に従って県内の市町村や県民、事業者等を対象にした廃棄物処理計画を定めている。そして、県が定めている廃棄物処理計画は、市町村が定めている一般廃棄物処理計画と一体となって取り組むための計画になっている。

したがって、環境省の通知や事務連絡等にかかわらず、県は審査請求人が開示を求めている公文書を保有していなければならないことになる。なぜなら、県も県内市町村も、県民が日本国民として協力しなければならない国の施策を無視して事務処理を行うことはできないからである。

なお、県は、国の財政的援助を受けて既存施設（青葉苑）を整備している中城村北中城村清掃事務組合に対して、同組合が溶融炉の運用を休止することを検討していたときに、県の法令解釈により、同法第6条の2の規定（市町村の処理等）だけを根拠にして、最終処分場の整備を行わずに他の市町村に一般廃棄物を搬出して「民間委託処分」を行うことができるという主旨の技術的援助を与えていた。

県が開示請求に係る公文書を保有していない場合は、県は県民が日本国民として協力しなければならない国の施策を十分に理解していないことになる。そして、県は県内の市町村に対して、県民が日本国民として協力しなければならない国の施策を十分に理解しない状態で、県の判断に基づいて技術的援助を与えていることになる。

そして、その場合は、県の最高責任者である知事は、県民全体の奉仕者であり知事の補助機関である県の職員に命じて、速やかに開示請求に係る公文書を作成しなければならないことになる。故に、本件処分の内容は不当である。

第6 審査会の判断

審査請求人は、沖縄県民が当該規定に基づく日本の国民として協力しなければならない一般廃棄物の適正な処理に関する国の施策の概要が分かる公文書の開示を求めているが、実施機関は、審査請求人が求める本件請求文書は保有していないことを理由に、不存在による不開示決定を行っている。

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

廃棄物処理法第2条の4は、国民の責務として、国民は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないことを規定している。

同法第5条の2第1項は「環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない」と規定している。また、同条第2項では基本方針に掲げる事項の一つとして、同項第3号に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項」を掲げている。

これを踏まえ、審査会は、開示請求当時の基本方針「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月21日付環境省告示第7号）の内容を確認した。

基本方針の「三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項」の「施策の基本的枠組み」では、「廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である」とされている。これに関し、国民の役割については、「国民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努める。特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品をいう。以下同じ。）の削減に資する購買行動に努める。また、商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することや、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量の注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力するものとする。さらに、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、廃家電製品の小売業者等への引渡し及びその求めに応じた料金の支払い、自動車に係るリサイクル料金の預託、使用済自動車の引取業者への引渡し、使用済小型電子機器等の市町村への引き渡し等により事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとする。」とされている。

審査会が審査を進める中で、実施機関に対し、当該基本方針の性質として、基本方針自体が審査請求人の求める本件請求文書に該当する余地はあるのか確認したと

ころ、当該基本方針は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方向づけ（基本方針）を定めたものであり、国の施策の概要を定めたものではなく、審査請求人が求める文書には該当しないとのことであった。

なお、当該基本方針は告示として官報に登載され、公表されている旨の説明が実施機関からあり、審査会においても当該基本方針が告示され、一般に公表されていることを確認した。

さらに、審査会から実施機関に対し、本件請求文書について再度の確認要請を行い、あらためてその説明を求めたところ、実施機関は本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、実際にこれを保有していないとのことであった。

上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長 ※令和6年1月31日まで
儀部 和歌子	弁護士	※令和5年1月8日まで
柴田 優人	沖縄国際大学講師	※令和6年2月1日以降
仲村 剛	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月20日以降)
中村 政也	弁護士	※令和5年1月9日以降
新見 研吾	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月19日まで) 会長 (令和6年2月20日以降)
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年1月14日	諮問書受理
令和4年4月27日	審議 (第334回)
令和5年12月22日	審議 (第351回)
令和6年1月22日	審議 (第352回)
令和6年2月20日	審議 (第353回)